



5	<p>面山恭子氏は、1988年5月より面山恭子法律事務所の所長を務めております。同氏は当行と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、その規模および性質に照らして、同氏の独立性に影響を与えるものではないと見なされています。</p>	<p>面山恭子氏は、弁護士として債務整理、破産等の民事事件に関して豊富な経験、実績を有しており、2020年6月に当行の監査等委員に就任し、その専門的知見を当行の監査に反映されてきました。</p> <p>なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、引き続き専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、当行との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としております。</p>
6	<p>太田良治氏は、2025年6月より㈱ユアテック相談役を務めております。同社と当行の間には通常の銀行取引のほか、当行の施設・設備等の保守にかかる形質的な取引がありますが、取引金額は同社の年間連結総売上高および当行の連結粗利益の1%未満であることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと見なされています。</p>	<p>太田良治氏は、東北地方を代表する総合設備エンジニアリング企業の代表取締役を経験されております。企業経営に関する豊富な経験、実績ならびに幅広い見識を当行の監査に反映していただけることが期待できるとともに、客観的な立場から経営を監督し重要な意思決定に参画いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。また、当行との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としております。</p>

#### 4. 補足説明

<p><b>【社外取締役の独立性に関する判断基準】</b></p> <p>当行は、以下の「社外取締役の独立性に関する判断基準」に基づく社外取締役を独立役員としております。</p> <p>現在または最近（注）1において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当行を主要な取引先とする者（注）2またはその者が法人等である場合はその業務執行者</li> <li>2 当行の主要な取引先（注）3またはその者が法人等である場合はその業務執行者</li> <li>3 当行の総議決権の10%以上を保有する株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者</li> <li>4 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間100万円を超える金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）</li> <li>5 次に掲げる者の二親等内の親族       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 上記1から4に該当する者（重要な者（注）4に限る。）</li> <li>(2) 当行または当行の子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人</li> </ol> </li> </ol> <p>（注）1 「最近」とは、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。</p> <p>（注）2 「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を当行との取引が占めている先、または、資金調達において当行に代替性がない程度に依存している先をいう。</p> <p>（注）3 「当行の主要な取引先」とは、当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上を当行に対して支払っている先をいう。</p> <p>（注）4 「重要な者」とは、業務執行者のうち役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家のうち公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。